

# 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託」の委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 1. 業務の趣旨

企業等において女性が活躍することは、企業価値を高める観点から経営戦略として、さらには経済の活性化に向け重要であり、女性が企業の政策・方針決定の場に参画できたり、女性の職域が拡大するよう、支援を進めていくことが必要となっている。

こうした支援には、女性自身のキャリアに対する支援だけでなく、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを支援することも同時に求められている。特に、長時間労働を前提とした働き方や、育児休業・介護休業などの制度を利用しにくい職場風土などを変え、企業等における職場環境を改善していくことは、女性の活躍をさらに推進していくためには喫緊の課題であると言える。

そのため、本件業務では「滋賀県女性活躍推進企業認証制度(以下、認証制度という)」において認証を受けている企業(女性活躍推進企業。以下、認証企業という)の内、職場環境改善に多くのコストをかけることが難しい中小企業を主対象に、ワーク・ライフ・バランスの専門家による職場環境改善のためのアドバイスを行うことにより、女性が働きやすい職場・企業等を増やすことを目指す。

また、本県業務による職場環境改善等の成果を取りまとめ、実践事例として県内企業に広く共有することで好事例の横展開を図る。

## 2. 業務の概要

### (1)委託業務の名称

女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託

### (2)業務の内容等

別紙「女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託仕様書」のとおり

### (3)委託期間

契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

### (4)予定価格

1,675,398 円(消費税および地方消費税を含む)

### 3. プロポーザルに参加する者に必要な資格

事業の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる(1)(2)の要件のいずれかを満たした者とする。

#### (1)企業等の事業者

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- ② 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- ③ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)大分類「役務」が希望営業種目に登録されていること。

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 Tel:077-528-4314

- ④ 下記「4」に示す説明会に参加した者であること。
- ⑤ 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- ⑥ 連絡調整者を 1 名以上配置できること。

#### (2)NPO等

NPO等とは、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、協同組合等の組織をいい、これらの団体は以下の要件を満たすこととする。

- ① 代表者・構成員・事務局等の団体組織、意思決定方法、会計等、運営に関する必要な事項について規約その他の規定が作成されていること。
- ② 規則その他の規定に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- ③ 宗教団体や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ④ 下記「4」に示す説明会に参加した者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- ⑥ 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- ⑦ 連絡調整者を 1 名以上配置できること。
- ⑧ 消費税または地方消費税の未納がないこと。

### 4. 公募型プロポーザル説明会の日時、場所等

#### (1)説明会の日時

令和元年6月 13 日(木) 午前10時00分から  
(午前10時00分以降の会場への入室は認めない)

#### (2)説明会の場所

滋賀県大津合同庁舎6階 6-B 会議室(滋賀県大津市松本一丁目2番1号)

## 5. 公募型プロポーザルにかかる質問および回答について

### (1) 質問方法

上記のプロポーザル説明会に参加した者からの質問は、質問票(様式1)によりFAX またはメールにて受け付ける。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

### (2) 質問票提出期限

令和元年6月14日(金) 午後5時15分まで

### (3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、説明会に参加した全事業者あてに、令和元年6月18日(火)をめぐり FAX またはメールで回答するとともに、滋賀県ホームページ(滋賀県 > 一般の方 > しごと・産業・観光 > 女性活躍)のページに掲載する。

### (4) 質問票の提出先

「11 問合せ先」に同じ

## 6. 企画提案にかかる提出書類提出について

### (1) 提出期限

令和元年6月25日(火) 午後5時15分まで(必着)

### (2) 提出方法

下記「11」に示す提出先への持参または簡易書留郵便による郵送。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

### (3) 提出書類:

- ・公募型プロポーザル応募申込書(様式2) 1部
- ・企画提案書(様式3)および添付書類(正本) 1部

※企画提案書には、女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託仕様書にて企画提案を求める内容を記載すること

※概算価格には、女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託仕様書に掲げる業務について、印刷費、広告費等、旅費等着手から完了まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。なお、内訳の記載に当たっては、事業費と管理運営費は分けて記載すること。

- ・企画提案書の写し(副本) 5部

※審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。この副本はモノクロ印刷で構わない。

- ・事例集のイメージ見本 1部

※この案は、事例集全体のイメージや図案・文章等の配置、色調等の提案を確認するものなので、ロゴマーク、各種情報、図案、写真、文字組等は仮のもので差し支えない。またページ数についても任意とする。

※文章については、見出しを付けたうえで、具体的な文章に代えて、「その項目でどのようなことを記述するか」「特徴・工夫」等について、簡潔に説明すること。

※具体的な内容(レイアウト、図案、写真、文章など)については、契約後に決定する。

※見本に使用する用紙の仕様については任意とする。

- ・事業者概要 1部

## 7. 審査および契約予定者方の決定方法

当課が設置する審査会において、提出された企画提案書等の審査を行い、当該業務の契約予定者とする。

### (1)審査方法

当課が設置する審査会において、以下の評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該事業の契約締結交渉相手方として1者選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約先候補者とししないものとする。なお、プレゼンテーションは行わない。

### (2)審査会の開催

設 置:3名の委員をもって設置する。

日 時:令和元年6月26日(水)

### (3)審査基準

各審査委員は、以下の(7)評価項目および評価点の審査内容の各項目①～⑧について、「5・3・1」の3段階の絶対評価で点数をつける(5:特に優れている、3:優れている、1:優れていない)。なお、項目①は評価点を5倍、項目②および⑧は3倍、項目③および⑤は2倍。④、⑥および⑦は採点通りに加算する。また、⑧については予定価格に対する提案価格の割合により評価するため、提案価格が予定価格の85%未満であれば「特に優れている」、85%以上95%未満であれば「優れている」、95%以上であれば「優れていない」として評価する。⑨～⑭については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の審査内容を満たしている場合、各項目につき下記の表に記載の点数を各審査委員の合計点数に加点する。審査委員の採点(項目①～⑧)および項目⑨～⑭の加点分を集計し、総合点の高いものから順に当該事業の契約予定者として選定する。

### (4)審査基準にかかる留意事項

契約は「女性の働きやすい職場づくりサポートプロジェクト業務委託仕様書5. 委託業務の概要」の「(1)アドバイザーの派遣」、「(2)実践事例集の作成」それぞれの単価をもって契約するが、プロポーザルの審査はそれらの総額をもって審査を行う。また、提案者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた価額をもって審査を行う。なお以下の(7)評価項目および評価点の⑧の見積額については以下のとおり積算すること

- ・アドバイザー派遣の9月までの想定派遣回数1回。消費税及び地方消費税は8%で積算すること
- ・アドバイザー派遣の10月以降の想定派遣回数は35回。消費税及び地方消費税は10%で積算すること
- ・実践事例集の作成は、消費税及び地方消費税を10%で積算すること

### (5)審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

### (6)その他

審査会で契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面(任意の様式)により、女性活躍推進課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。女性活躍推進課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## (7)評価項目および評価点

評価項目		評価点
①	アドバイザー派遣業務の企画内容が工夫されており、企業におけるワーク・ライフ・バランスおよび女性活躍の推進に資する、実施後に企業の実践を促すものとなっているか。	25点
②	アドバイザー派遣業務の目標が「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の趣旨等を十分に理解して設定されているか。また、アドバイス後のフォローアップが十分に行われるか。	15点
③	アドバイザー派遣業務を遂行するための十分な体制、能力、経験を有しているか。また、スケジュールが無理のない具体的なものであるか。	10点
④	アドバイザー派遣業務の広報計画に工夫が見られるか。	5点
⑤	事例集作成業務の企画内容が工夫されており、企業の事業主等に対し「職場環境改善に取り組むことがプラスになる」という印象を与えるものとなっているか。	10点
⑥	事例集作成業務のデザイン・構成などが見やすく、内容を理解しやすい工夫がなされているか。	5点
⑦	事例集作成業務を遂行するための十分な体制、能力、経験を有しているか。また、スケジュールが無理のない具体的なものであるか。	5点
⑧	経費の削減に配慮されているなど、適正な見積額となっているか。	15点
⑨	県内に本店を有する事業者であるか。	2点
⑩	滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか。	2点
⑪	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	2点
⑫	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2点
⑬	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1点
⑭	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。	1点
計		100点

## 8. 契約相手方の決定

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、女性活躍推進課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。この際、企画提案書の内容について一部変更することもある。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約先候補者とししないものとする。

## 9. 失格となる場合

- (1) 上記「6」の企画提案にかかる提出書類の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10. その他

- (1) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。この公募型プロポーザルの参加に要する経費は、すべて各事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書のプレゼンテーションは行わない。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 1社1提案とする。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。
- (6) 採用した場合でも、実施過程においてその内容を変更する場合がある。

## 11. 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 担当 井上

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3772 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp